

財務諸表に係る知事の承認について

○ 知事の承認項目

<承認にあたっての確認ポイント>

- ◆承認に係る手続（地方独立行政法人法第34条第1項及び第2項）は適正か。
- ◆地方独立行政法人会計基準に沿った財務諸表が作成されているか。

確 認 項 目	事 務 局 確 認 結 果
①提出期限（6月30日）が守られているか。	6月28日に提出されている。
②提出すべき書類が提出されているか。 <財務諸表> ○貸借対照表 ○損益計算書 ○利益の処分又は損失の処理に関する書類 ○キャッシュ・フロー計算書 ○行政サービス実施コスト計算書 <添付書類> ○事業報告書 ○決算報告書 ○監事の意見	全て提出されている。
③決算報告書は、予算の区分に従い作成されているか。	法人の年度計画予算の区分に従い作成されている。
④財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見が付いているか。	監査報告書において、財務諸表及び決算報告書に関する意見が記載されている。 財務諸表に関する意見 「法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していると認めます。」 決算報告書に関する意見 「予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。」
⑤地方独立行政法人会計基準に沿った財務諸表が作成されているか。	地方独立行政法人会計基準に基づき、法人の財政状態、運営状況等を適正に示しているとの監事の意見が付けられている。 また、運営費交付金に係る会計処理についても、期間進行基準及び費用進行基準の適用事業ごとに、それぞれ適正に収益化されている。

参考

1 根拠法令

【地方独立行政法人法】

(財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない。地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第99条第8号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴かなければならない。

4 略

【岐阜県地方独立行政法人施行細則】

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

2 地方独立行政法人会計制度の概要

①企業会計原則の導入

複式簿記を導入し、企業会計並みの財務諸表を作成させることで、資産・負債の状態や業務実施のための費用負担状況、収益獲得の状況を把握可能とした。

また、住民等が負担するコスト（税財源で賄うこととなる法人運営コスト）も提供されることとした。

②地方独立行政法人の特性に応じた会計処理の工夫

原則として独立採算を前提としない地方独立行政法人の特性を勘案し、企業会計には見られない運営費交付金等の特有の会計処理に対応した会計基準（「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」）を採用。

また、主たる業務が教育・研究である公立大学法人については、授業料の負債計上や収益化に関して期間進行基準を採用するなど、一定の配慮をしている。

<財務諸表の種類>

名 称	内 容
貸借対照表	法人の財政状態（ある時点における資産、負債及び純資産）を表示
損益計算書	法人の運営状況（発生した費用及び獲得した収益）を表示
キャッシュ・フロー計算書	法人の業務に伴う資金の收支状況を表示
利益の処分又は損失の処理に関する書類	損益計算書で算出された利益の処分状況（目的積立金への整理等）又は損失の処理状況を表示
行政サービス実施コスト計算書	法人の業務運営に伴う実施コスト（住民等の負担額）を表示
附属明細書	上記財務諸表に関する補足的情報を表示

<地方独立行政法人会計基準における主な公立大学法人固有の会計処理>

区分	会計処理方法
図書の評価方法（会計基準第38）	◆図書については、雑誌やパンフレット等、業務上一時的な意義しか有さないものを除き、有形固定資産として資産計上し、図書を除却する際に費用として認識することとし、使用期間中における減価償却は行わない。
運営費交付金・授業料の会計処理（会計基準第79）	◆運営費交付金は、県から法人に対して負託された業務の財源であり、交付金の受領をもって直ちに収益と認識することは適当ではないため、受領時に「運営費交付金債務」として負債に計上し、業務の進行に応じて収益化を行う。また、授業料についても、学生から負託された教育の経済資源であり、一定の負債性が認められることから、「授業料債務」として運営費交付金と同様の取扱いとする。 ◆公立大学法人については、業務の実施と運営費交付金及び授業料財源とが期間的に対応しているものとして、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、「運営費交付金債務」及び「授業料債務」を収益化することを原則とする（=期間進行基準）。 ◆普通運営費交付金（効率化対象外経費）や特別運営費交付金（退職手当等）のように充当する経費が明らかにされているものについては、支出額を限度として「運営費交付金債務」を収益化する（=費用進行基準）。
固定資産の取得に係る会計処理（会計基準第79）	◆運営費交付金又は授業料を財源として固定資産を取得した場合において、当該固定資産が、 ア：非償却資産（その取得が中期計画の想定の範囲内）である場合 →「運営費交付金債務（授業料債務）」から「資本剩余金」（純資産）に振り替える。 イ：償却資産である場合又は非償却資産でアに該当しない場合 →「運営費交付金債務（授業料債務）」から「資産見返運営費交付金等」（負債）に振り替える。 ◆「資産見返運営費交付金等」は、毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、「資産見返運営費交付金等戻入」（収益）に振り替え、費用と収益を対応させる（損益均衡）。
特定の償却資産の減価に係る会計処理（会計基準第85）	◆法人設立時に県から承継した建物等償却資産のうちその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産に係る減価償却費相当額は、損益計算上の費用には計上せず、「損益外減価償却累計額」として資本剩余金を減額する。
退職給付に係る会計処理（会計基準第87）	◆退職給付に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが中期計画等で明らかにされている場合には、退職給付引当金は計上しない。